

令和4年3月定例会
(2022年)

議案書③
(その2)

2月24日提出

【条例】

市議案第46号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い基礎賦課限度額及び後期
高齢者支援金等賦課限度額を改正するとともに、その他所要の
規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>630,000円</u>を超えるときは、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職者被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>190,000円</u>を超えるときは、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>650,000円</u>を超えるときは、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職者被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>200,000円</u>を超えるときは、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>630,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に定める場合を除く。)</p> <p>2 <u>第11条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ</u></p>	<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)</u>を控除して得た額とする(第3項に定める場合を除く。)</p> <p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>の場合において、<u>第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「<u>第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と</u>、<u>前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>第11条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等</u></p>	<p>場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「<u>第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と</u>、「<u>第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、「<u>同条第2項</u>」とあるのは「<u>同条第3項</u>」と、「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>」と、前項中「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、「第11条第2項」とあるのは「<u>第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の5、第11条の5の10及び第16条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。